

1. 事業者

- (1)法人名 医療法人 隆徳会
- (2)法人所在地 宮崎県西都市御舟町1丁目78番地
- (3)電話番号 0983-42-3711
- (4)代表者氏名 理事長 鶴田 曜三
- (5)設立年月 昭和38年6月1日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2)事業の目的 利用者の居宅において可能な限り自立した日常生活を営みいただけるよう支援いたします。
- (3)事業所の名称 居宅介護支援事業所 西都市中央在宅介護支援センター
平成 11年 9月 10日指定 宮崎県 4570800047号
- (4)事業所の所在地 宮崎県西都市御舟町1丁目93番地2
- (5)電話番号 0983-42-1100
- (6)事業所長(管理者氏名) 野中 真理子
- (7)当事業所の運営方針
 - 1. 要介護認定に伴われる訪問調査
 - 2. 居宅サービス計画の作成
 - 3. 利用者の意向を尊重し公正中立なサービス提供

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 西都市
- (2)営業日及び営業時間 月～金 8:30～17:30
土 8:30～12:30

※24時間、転送電話により介護支援専門員に連絡可能な体制を取っており、必要時には相談に応じることができます。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

1. 管理者 1名（常勤）
2. 主任介護支援専門員 1名以上（常勤）
3. 介護支援専門員 2名以上（常勤）
- 4.

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の自己負担はありません。

・居宅介護支援費(I) (1ヶ月につき)

要介護1又は要介護2 10,860円

要介護3、要介護4又は要介護5 14,110円

・同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数×95%

・特定事業所加算(III) (1ヶ月につき) 3,230円

・加算を算定した場合

初回加算 3,000円

入院時情報連携加算(I) 2,500円

入院時情報連携加算(II) 1,000円

退院・退所加算(I)イ 4,500円

退院・退所加算(I)ロ 6,000円

退院・退所加算(II)イ 6,000円

退院・退所加算(II)ロ 7,500円

退院・退所加算(III) 9,000円

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

通院時情報連携加算 500円

(1)サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境などを把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

- ① 事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、居宅サービス計画に位置づける指定居宅サービス事業者等について、利用者又はその家族から求めがあった場合は、パンフレット等の文書を用いて複数の指定居宅サービス事業者等を紹介いたします。
- ③ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況などを考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

<居宅サービス計画作成後の便宜の供与>

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

<居宅サービス計画の変更>

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

<介護保険施設への紹介>

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、法律に定められたサービス利用料金の金額を一旦お支払い下さい。

(2)交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、前月分を毎月末日までにご請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。お支払い後に領収書を発行します。

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 指定居宅サービス事業者等の選択について

利用者は指定居宅サービス事業者等の選択にあたって、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(4) 入院時のお願い

利用者が入院又は診療所に入院された時は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 野中 真理子

受付時間 毎週 月～金 8:30～17:30

土 8:30～12:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎県国民健康保険団体連合会介護保険事務局 介護サービス相談係

所在地 宮崎市

電話番号 0985-35-5301

FAX 番号 0985-25-0268

受付時間 8：30～17：00（土日祝祭日除く）

8. 事故発生時の対応

事業者は居宅介護支援を提供するときに利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族等に連絡をとるとともに、各関係機関への連絡調整を行う等の必要な対応を講じます。

9. 秘密の保持

- (1) 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合等の正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族等からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いません。